

## 講習会等実施規程（認定業務規程第49条）

本会は、円滑な認定又は調査業務を行う目的のため、下記の要項で、有機JAS法定講習会を開催する。

### 1. ASAC定例講習会

本会は認定に係わる生産行程管理者（外国産）小分け業者（外国産）、輸入業者等を対象に講習会を開催することを基本とする。但し、生産行程管理者（「有機農産物」「有機加工食品」）等個別の申請を求める者は（4）の規程を適用する。

- (1) 本会は一年度に1回につき全4日間（通常、1日/月で4カ月を要する）の定例講習会を年・3回以上開催する。
- (2) 講習内容には下記の事項が含まれる。
  - \* JAS法について
  - \* 有機食品の検査認証制度について
  - \* 指定農林物資について
  - \* 有機農産物及び有機加工食品の日本農林規格について
  - \* 認定の技術的基準について
  - \* クレーム対応について
  - \* 格付実務（輸入業者・小分け業者にあつては格付表示実務）、証票管理について
  - \* 関連法規に関することについて
  - \* 申請者に必要な本会の業務規程の説明及び本会の申請書式や申請手順に関することについて
  - \* その他、必要な事項について
- (3) 講習会では、講習内容の確認と、本会の生産行程管理者などの業務に最低限必要な知識の確認のために、確認テスト（自主採点・修了には関係しない）を行う。
- (4) 「有機農産物」又は「有機加工食品」（有機飼料等は除く）等個別の申請を希望する者は、最低2日間（基礎編/日・希望該当（農産又は加工等）/日）を受講修了後、申請することができる。  
ただし、書類審査の結果、1回目の是正措置を行っても習熟度が低い（認定に関わる知見が不適切）場合、「該当（農産又は加工）/日と実地編/日」の2日間を受講修了後、申請書類関係を含む是正を行い再審査を受ける事ができる。
- (5) なお、国又はJAS協会等の国の関連機関が主催する講習会及び本会が主催（共催、協賛又は、当会が認めた機関〔例：日本有機食品認定連絡協議会等〕が主催）して開催される講習及び各種セミナーのうち、本会が認めたものについては、本会主催の定例講習会又は特別講習会と同等と見なし、申請資格要件を満たした者としてカウントする。

### 2. 特別講習会

JAS法及び関連法規等が改定又は改正された場合（JAS法又は関連法規等が改定又は改正され、それに伴い当会の認定に係わる様式・書式等変更が必要な場合、又は根拠書類等の内容に変更が必要になった場合）開催します。

本会の生産行程管理者などの認定事業者は、特別講習会又は1.講習会の（4）に該当する講習会を受講し修了することを推奨します。

### 3. 出張講習会

上記1.及び2の内容を出張で行なう。

### 4. 本会の生産行程管理者などの認定に係わる申請資格について

本会の認定に係わる生産行程管理者などの申請資格要件は次の通り。

本会主催の定例講習会4日間（又は1.（4）適用の場合2日間）で1回（連続受講でなくても可。しかし初回参加より1年以内に修了しなければならない。又1年を越えた受講科目は無効となる。）の講習会を受講し修了すること。

但し、この申請資格は本会の認定にのみかかるものであり、それ以外の資格とは何ら関わらない。

## 5. その他

- (1) ASAC主催の年3回の定例講習会以外に、必要に応じ、出張講習会（特別講習会含）及び講師派遣等を行う。

費用及び徴収方法について別表5の(2)を参照。

### 別表 5 講習会参加費（別途消費税加算）（第11条）

#### 講習会料金表

##### 1 講習会費用

有機JAS定例講習会及び特別講習会			
1. 定例講習会	スクール編 1日	13,500円 ×3日	(10:00～12:00/13:00～17:00)の実質6時間×4日間 (又は講習会実施規程 1.(4)適用の場合2日間)
	グラウンドワーク編 1日	17,500円	
(初回より1年以内の受講修了であれば連続参加でなくても可)			
2. 特別講習会	スクール編 1日	13,500円	
3. 出張講習会 (国内外で開催する場合)	スクール編 1日	67,500円	(5名)追加1名13,500円
	グラウンドワーク編 1日	87,500円	(5名)追加1名17,500円
		※-1 講習会場(会議室・グラウンドワーク施設等)費及びOHP・VTR・スクリーン、ホワイトボード又は黒板等の必要機材は受講者側の負担で用意すること。	
		※-2 出張講習は5名以上(テキスト及び資料代が含まれる)とし料金を徴収する。	

##### 2. 徴収方法

###### (1) 定例講習会・特別講習会

- ①会場借用、テキスト作製等準備開始の為、1日ごとに(4日又は2日に分け徴収)入金確認(振込)をもって正式受付とする。
- ②一旦納入された料金については、受講者の意思によりキャンセルする場合でも、次回の講習会受講料として振替えるものとし上記の理由により返却はしない。  
但し、一括納入の場合、未受講分は受講1カ月前までの申出分についてのみ返却する。

###### (2) 出張講習会

- ①会場借用、レジュメ、テキスト関係作製等準備開始の為、入金確認(振込)をもって正式受付とする。
- ②一旦納入いただいた料金については、講習会申込者の意思により、開催1週間(7日)前までに中止することになった場合は30%のキャンセル料を差し引いた上での返金となります。  
なお、講習会準備着手(専用資料編集等)しているなど業務を開始しているため開催7日前以降につきましてはご返却致しません。  
また、日程等の変更(変更料30%)につきましては、その内容により別途相談に応じます。  
但し、一括納入の場合、未開催分は開催1カ月前までの申出分についてのみ返却いたします。
- ③国内の場合、講師派遣費用及び交通費・宿泊費は別途講師派遣費用(3)により徴収する。
- ④外国の場合、講師派遣費用及び交通費は別途講師派遣費用(3)により徴収し、宿泊費は実費とする。

- ※一1 海外渡航費及び国内交通費、食費、宿泊費及び前泊に係る講師日当等の諸経費は別途（下記参照）となります。
- ※一2 外国で行う場合、開催に係わる諸準備（会場設営・外国語テキスト作成・通訳等）は主催側（講習会依頼者）の負担とする。
- ※一3 講習会受講予定者の要請により講習会（出張・特別含）を勤務時間外及び休日に行う場合は特別費用（下記参照）を加算する。

### (3) 講師派遣費用

有機 J A S 定例講習会・特別講習会・出張講習会に係る講師並びにグランドワーク確認員派遣費用については下記表の通りとする。

#### \* 講師派遣費

講師派遣費	24,000 円
確認員派遣費	16,000 円
※講習開始時間により、前日開催地入りしなければならない場合及び日帰りできないカリキュラム等宿泊を伴う場合の移動日の講師・グランドワーク確認員の派遣費用の額は、下記の通りとし国内外に適用する。	
◇講 師◇	◇確認員◇
半日 6,000 円 1日 12,000 円	半日 4,000 円 1日 8,000 円
宿泊費	12,000 円/泊（朝・夕食含）・海外は実費相当額とする。

グランドワーク確認員 1 人当りの担当は最大 5 人を 1 チームとする。  
 <例> 10 人の受講生の場合、講師が確認員を兼任し確認員 1 名としてグランドワークにあたる。  
 この場合費用は 24,000 円（講師兼確認員）+ 16,000 円（確認員）=40,000 円

特別費用	
勤務時間外加算額	1 時間につき 2 割増
休日加算額	1 人 4 時間ごとに 5 割増

#### \* 講師交通費

区 分	旅客運賃			
	鉄 道	船 舶	航空機	自動車 (自走の場合)
講 師	新幹線・特急・指定席 (グリーン除く)	エコノミー又は ビジネスクラス	エコノミー又は ビジネスクラス	80 円/k m
グランドワーク 確認員	同上	同上	同上	同上
1. 交通費の起点は盛岡市前九年 3-3-17 とする。 2. 利用交通機関は、航空機または新幹線を原則とし、鉄道運賃には超特急・特急・急行料金が含まれる。 3. 車両使用による移動は、燃料代、高速料金等が含まれる。レンタカー使用の場合は実費。 4. 国外出張の旅費等の経費は、国内分上記と実費分の合算とする。				

\* 講師の船舶及び航空機の利用については検査員の船舶及び航空機の利用に準じる。

## 別表 6 交付手数料の額（別途消費税加算）（第 11 条）

申請者及び認定事業者等利害関係者より、以下の資料の請求があった場合は、次に定める交付手数料を徴収する。

- ア、本会の法的根拠に係わる書類（定款、登記の現在事項証明書、登録認定機関としての登録に関する通知もしくは官報の写し）
- イ、岩手県等関係当局に毎年度行う事業実績報告の写し
- ウ、本会の財務諸表の写し
- エ、ホームページ上に公開している公開文書を別途紙面による提供を要望された場合。
- オ、ア、イ、ウ、エ及びその他認定に関わる交付文書は 1 ページにつき 100 円とする。
- カ、アからオまで以外の認定事業者の認定内容の閲覧は交付手数料に準ずる。